

# かながわ水源環境保全・再生施策大綱

## 策定の背景・経緯とねらい

本県では、相模ダム建設以来 60 余年にわたり水源開発に取り組んできましたが、平成 13 年の宮ヶ瀬ダム完成によって県民が必要とする水源の確保に一区切りをつけることができました。しかしながら、水の恵みを育む水源環境に目を転じますと、「緑のダム」と言われる森林は荒廃が進み、清浄に保たれるべき県民の水がめは、生活排水などによる水質汚濁が問題となっています。本県の水資源対策は、いわば、新たな水源開発による水量の拡大を課題としてきた「第 1 ステージ」から、これまで確保してきた水源を保全することによる水量の維持と水質の向上を課題とする「第 2 ステージ」への転換期にあります。

こうした中で、県では、平成 9 年度から「水源の森林づくり事業」に取り組んできましたが、将来にわたって県民の皆様が安心して水を利用していただくためには、今後、深く傷ついている水源環境の保全・再生に、これまで以上に力を注いでいかなければなりません。そこで、平成 12 年 5 月に神奈川県地方税制等研究会から「生活環境税制」に関する提言が出され、その中で水源環境保全・再生に関する施策と税制措置に関する提案がなされて以降、シンポジウムや県民集会、出前懇談会など県民の皆様との論議や市町村、水道事業者との意見交換を重ね、水源環境全般にわたる保全・再生のあり方について検討を進めてきました。

さらに、平成 15 年 10 月に同研究会から「生活環境税制のあり方に関する報告書」が出されて以来、県では、この報告書に基づき、県民の皆様や市町村、水道事業者との論議も踏まえて、今後の水源環境保全・再生に関する施策と税制措置についての方向性を整理してきました。平成 16 年 9 月には、このうち施策の方向性について「水源環境保全・再生基本計画(仮称)素案」としてとりまとめ、県議会に報告するとともに、パブリック・コメントを実施し、素案について県民の皆様や市町村等のご意見を伺いました。

こうしていただいた県民の皆様や市町村等からのご意見、県議会における論議を踏まえて平成 16 年 12 月に「水源環境保全・再生基本計画(仮称)案」、平成 17 年 2 月には「水源環境保全・再生基本計画(仮称)最終案」をとりまとめ、県議会に報告し、議論いただきました。

「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」は、これまでの 5 年にわたる県民の皆様や市町村、水道事業者、さらには県議会における論議を踏まえてとりまとめたもので、平成 19 年度以降 20 年間に取り組む水源環境保全・再生施策の取組方向、施策の体系、施策分野ごとの目指すべき 20 年後の将来像及び施策を推進するための新しい仕組みについて基本指針として明らかにしたものです。この施策大綱に基づいて策定する実行 5 か年計画により、水源環境保全・再生を目的とする特別の対策を講じ、今後設置する県民会議の関与の下で、市町村と連携しながら、施策の具体化を図ってまいります。

